

島根労働局発表
平成27年5月12日

担 当	島根労働局労働基準部
	監督課長 安田幸次
	主任監察監督官 白名弘
	TEL: 0852-31-1156

報道関係者 各位

**「夏の生活スタイル変革（通称：ゆう活）」
に向けた取組を要請します**
～島根労働局長から経済4団体へ“朝型勤務”の推進などを要請～

島根労働局（局長 ^{ふるたこうしょう}古田宏昌）は、長時間労働の削減や休暇の取得促進などの「働き方改革」の実現に向けて、本年3月9日（月）に島根県内の経済4団体の長あて取組要請を行ったところです。

こうした中、個人のライフスタイルに応じた働き方の実現に向けて、明るい時間が長い夏の間は朝早くから働き始め、夕方には家族などと過ごせるよう夏の生活スタイルを変革する新たな国民運動（通称：「ゆう活」）を展開することについて、政府から指示がなされました。

このため、これまでの取組をより一層強化し、島根県内の企業において、“朝型勤務”の推進や“フレックスタイム制”の活用等により、夏の期間における個々の民間企業の実情に応じた自主的取組を行っていただくよう、島根労働局長から県内の経済団体の長あて、本年5月15日（金）午前9時から別紙要領で要請を行います。

働き方改革の一環でもある「ゆう活」については、県内の気運醸成を図っていくことが非常に重要ですので、報道機関の皆様におかれましては、是非、取材していただきますよう、よろしくお願いいたします。



1. 日 時 平成 27 年 5 月 15 日（金） 9 時 00 分～9 時 30 分終了予定

2. 場 所 松江市母衣町 5 5 - 4 島根県商工会館 3 階
（松江商工会議所 会頭室内）

3. 出席者（予定）

- ・ 島根県商工会議所連合会 会頭 古瀬 誠
- ・ 一般社団法人島根県経営者協会 副会長 田頭基典
- ・ 島根県商工会連合会 会長 石飛善和
- ・ 島根県中小企業団体中央会 副会長 大西 孝
- ・ 島根労働局長（本部長）、労働基準部長（副本部長）
等

※（ ）内は、本年 1 月 1 3 日設置の「島根労働局働き方改革推進本部」
の構成員名称となります。

4. 取材上の留意事項

- （1）当日は、8 時 45 分までに松江商工会議所窓口へ集合してください。
窓口からは島根労働局の担当者が要請会場までご案内します。
- （2）職員及び現地担当者の指示に従ってください。